

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合達第1号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報セキュリティ管理規程（平成27年達第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「とともに、情報セキュリティ対策の実施その他の情報セキュリティに関する総合的な事務を掌理する」を削り、同条第5項を次のように改める。

5 IT管理者（情報通信技術適正利用推進規程第4条第1項に規定するIT管理者をいう。以下同じ。）は、統括情報セキュリティ責任者の命を受けて、本組合における各情報システムの開発及び運用状況、データの管理状況、通信ネットワークの利用状況等を把握し、情報セキュリティ対策が適切かつ確実に実施されるよう必要な助言又は調整を行う。

第5条第3項中「を補佐する」を「の命を受けて、その所管に係る情報資産に関し情報セキュリティ対策が適切かつ確実に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない」に改める。

第6条中「、その所管する情報システム又は通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策を実施するとともに」を削る。

第7条の次に次の1条を加える。

（情報セキュリティ実施手順の作成）

第7条の2 課情報セキュリティ責任者は、その所管する情報システム又は通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施に関し必要となる事項を定めるため、情報セキュリティ実施手順を作成し、統括情報セキュリティ責任者の承認を得なければならない。

第8条中「統括情報セキュリティ責任者は」を「課情報セキュリティ責任者は」に、「本組合において」を「課において」に改め、次の3項を加える。

2 課情報セキュリティ責任者は、ソフトウェアライセンスの管理状況を適宜

調査し、その内容を定期的に統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

3 統括情報セキュリティ責任者は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、必要な措置が適切に講じられるよう指導及び監督を行わなければならない。

4 ソフトウェアライセンスの管理の方法その他必要な事項は、統括情報セキュリティ責任者が定める。

第10条第1項中「統括情報セキュリティ責任者」を「課情報セキュリティ責任者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 課情報セキュリティ責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、事故の内容及び講じた措置を統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

第10条に次の1項を加える。

3 統括情報セキュリティ責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、再発防止のために必要な措置が適切に講じられるよう指導及び監督を行わなければならない。

第11条各項中「監査」を「検査」に改める。

第12条第1項中「情報セキュリティ監査」を「情報セキュリティ検査」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 課情報セキュリティ責任者は、前項の規定に準じて、情報セキュリティ実施手順に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。